

焼津市日中一時支援利用基準額

障害支援区分		30分超 1時間以下	1時間超 2時間以下	2時間超 3時間以下	3時間超 4時間以下	4時間超 5時間以下	5時間超 6時間以下	6時間超 7時間以下	7時間超 8時間以下
障害者	区分1	43単位	85単位	128単位	170単位	213単位	255単位	298単位	340単位
	区分2	43単位	85単位	128単位	170単位	213単位	255単位	298単位	340単位
	区分3	49単位	97単位	146単位	195単位	243単位	292単位	340単位	389単位
	区分4	54単位	108単位	162単位	216単位	270単位	324単位	378単位	432単位
	区分5	65単位	131単位	196単位	262単位	327単位	392単位	458単位	523単位
	区分6	77単位	154単位	231単位	308単位	385単位	462単位	539単位	616単位
	重症心身 障害者・ 強度行動 障害者	228単位	456単位	684単位	912単位	1,140単位	1,368単位	1,596単位	1,824単位
障害児	区分1	43単位	85単位	128単位	170単位	213単位	255単位	298単位	340単位
	区分2	51単位	103単位	154単位	205単位	256単位	308単位	359単位	410単位
	区分3	65単位	131単位	196単位	262単位	327単位	392単位	458単位	523単位
	重症心身 障害児・ 強度行動 障害児	228単位	456単位	684単位	912単位	1,140単位	1,368単位	1,596単位	1,824単位
遷延性 意識障害者等	144単位	287単位	431単位	575単位	718単位	862単位	1,005単位	1,149単位	

※ 8時間超の利用に係る単位数については、8時間を超えた分の利用時間の単位数を7時間超8時間以下の単位数に合算してください。

■利用者負担額の計算

サービス単位数 = 単位数 × 提供回数

総費用額 = サービス単位数合計 × 単位数単価（小数点以下切り捨て）

利用者負担額 = 総費用額 × 1割（小数点以下切り捨て）

※生活保護を受けている人はかかりません。

※単位数単価 7級地 10.18円（平成30年度～）

■利用日数の換算

利用時間	換算日数
30分超1時間以下	1/8日
1時間超2時間以下	2/8日
2時間超3時間以下	3/8日
3時間超4時間以下	4/8日
4時間超5時間以下	5/8日
5時間超6時間以下	6/8日
6時間超7時間以下	7/8日
7時間超8時間以下	8/8日(=1日)

※8時間超の利用に係る換算日数については、8時間を超えた分の利用時間の換算日数を7時間超8時間以下の換算日数に合算してください。

備考

- 1 「区分1」から「区分6」までの区分とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）に規定する障害支援区分をいう。
- 2 「重症心身障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）の第5の1の注1の(1)又は(2)に規定する障害者をいう。
- 3 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。
- 4 「強度行動障害者」とは、1の障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である障害者をいう。
- 5 「強度行動障害児」とは、こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）の第1の4に規定する障害児をいう。
- 6 「遷延性意識障害者等」とは、遷延性意識障害者（児）又はこれに準ずる障害者（児）若しくは医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者（児）をいう。
- 7 1単位の単価は、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年厚生労働省告示第539号）から得た額とする。